

平成21年度 芦屋市教育委員会第11回(定例会)委員会記録

日 時	平成21年11月6日(金) 16:04~17:10
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	(委員) 委 員 長 近藤 靖宏 委員長代理者 白川 蓉子 委 員 植田 勝博 委 員 宇佐見裕子 教 育 長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 長岡施設担当課長, 稗田教職員課長, 北尾教職員人事担当課長, 伊田学 校教育課長, 中村打出教育文化センター所長, 津村生涯学習課長, 細見 文化振興担当課長, 長岡管理課課長補佐
事 務 局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	公 開
傍聴者数	な し

1 議案等

- 専決報告第10号 芦屋市学校園医の委嘱について
 報告第6号 第20回富田碎花賞の決定について
 報告第7号 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会設置要綱の制定について

2 議事内容

- 委 員 長) 日程第1 開会宣言
 委 員 長) 日程第2 会議成立の宣言
 委 員 長) 日程第3 会議録署名委員の指名(白川委員)
 委 員 長) ここでお諮りいたします。本日、追加議案の申し出がありました。専決報告第10号「芦屋市学校園医の委嘱について」でございます。追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。
 <異議なしの声>
 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
 委 員 長) それでは、日程第4の審議に入ります。専決報告第10号「芦屋市学校園医の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。
 学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明
 委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
 植田委員) 体調不良による前任者の退任に伴うものですね。
 学校教育課長) はい。
 植田委員) 特に問題ありませんね。
 委 員 長) 他に質疑はございませんか。
 無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
 これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ご

ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）

委員長） 次に、日程第5に入ります。報告第6号「第20回富田碎花賞の決定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 議案資料に基づき概略説明

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員） 金田さんは、現在、たつの市に在住されているのですか。

生涯学習課長） そうです。

植田委員） そうですか、地元で活躍されておられるんですね。

生涯学習課長） そうです。

教育長） この方は地元レベルではないようです。

植田委員） 今回の賞金については、顕彰会が出しておられるのですか。また、顕彰会はこれからも財政的に継続可能なのでしょうか。

生涯学習課長） 今回芦屋市が予算化できましたのは、富田碎花賞の副賞としての50万円の賞金だけでございます。

植田委員） そうですか。

生涯学習課長） 例年、顕彰会がこの富田碎花賞に要した費用は、100万円から120万円。これは賞金も含めてです。今回は、芦屋市として、そのうちの50万円について予算化ができたということです。

ただ、顕彰会も、財政的には厳しい状況にあることは事実です。顕彰会サイドとしても今後会員をふやしていく努力をしていきたいということです。

それからあわせて、この金田さんですが、県の文化賞も既に平成7年に受賞されている方です。県立の姫路文学館の設立にも、いろいろ功績のあった方だとお聞きをしております。

委員長） 去年まで、50万円は市からは出ていなかったのですか。

生涯学習課長） 出しておりません。

委員長） ということは、今年は、進展があったということですね。

生涯学習課長） そうです。

委員長） わかりました。ほかにいかがですか。

植田委員） 詩壇の中で、この碎花賞というのは、どの程度に位置づけられているのですか。また、もう一つ思いますのは、文化のまち芦屋、いろんな形で文化活動が行われていますが、富田碎花賞を持っている芦屋としては、今後、詩のジャンルみたいなのところも、何がしかの支援やイベントについて考えていってもいいのではないかなと思いました。

委員長） わかる範囲でいいですが、お答えできますか。

生涯学習課長） ありがとうございます。

賞自体の位置づけというのは、お答えが非常に難しいと思っております。ただ、富田碎花につきましては、御存じのように、兵庫県文化賞第1号の受賞者です。他の詩人、また文化人と違いますのは、顕彰会で直接、富田碎花にかかわられた方からお聞きする話としましては、あまりお弟子さんをお取りにならなかった。他の詩人等に対して、弟子を食い物にしている

という言い方で、非常にそういうことを嫌われていたというふうにお聞きをしております。ですから逆に、弟子が育っていないという一面もあります。数多くの賞、功績はありますが、一般的に知られるところとならなかったというふうに、顕彰会の方々はおっしゃっておられました。そのため、顕彰会としては、富田碎花の功績というものを、顕彰していきたいというふうにはおっしゃっておられます。お答えになったかどうかわかりませんが以上です。

社会教育部長) 全国レベルというのはもう明らかですね。応募についても圧倒的に他府県、近畿圏を超えたところが多いです。

植田委員) メジャーということですね。

社会教育部長) 御影高校や多くの校歌の原文ですね、そういうものが美術博物館に展示をしております。また宮川小学校とか長田高校とか、多くの校歌の作詞者というか、そういう意味では、兵庫県の中では本当に誇れる方だと思います。

生涯学習課長) 兵庫県文化賞の受賞者を見ますと、富田碎花は、第1回の昭和23年に受賞されています。その2年後に小磯良平さん、昭和35年に朝比奈隆さん。そういう方たちが後の方になっていますから。第1回の文化賞の重みというのは、県も相当選考されたと思います。そういうことからしても、富田碎花は、兵庫県にとっての存在は大きかったということと言えます。

委員長) 兵庫賛歌とかいうものですね。

教育長) そうですね。

委員長) 県にとってみたら意味があったのでしょうか。今回で20回ということは、亡くなられてからこの賞が始まったのですか。

生涯学習課長) 生誕100年です。

委員長) 100年ですか。今回で20回ですので、平成になって始まったということですね。

生涯学習課長) そうです。

委員長) 歴史的に見れば、そんなに古くはないということですか。

生涯学習課長) そういうことです。生誕100年を記念して、兵庫県が富田碎花賞を企画されていたそうです。ちょうど市政50周年という節目でありましたので、当時の市長がお願いをして芦屋市として富田碎花賞をさせていただいたという経過がございます。

教育長) 平成15年ですか、市が、もうサポート出来ないとなった時に、県からはいろいろな働きかけがありました。かなり厳しい働きかけも記憶しております。そういう中で、顕彰会は、かなり皆さん御高齢の方が多く中で、ほんとに一生懸命守っていただいて、その間我々も非常に心苦しい思いをして、現部長、課長が去年ぐらいから本当に一生懸命にやってくれて、今年、金額でいえば50万円ですが、辛うじて予算がつきました。それまでもゼロではなかったのですが、会場の費用とか、そういうのは支出してはいたのですが、まあゼロに近い状態であったものが、教育委員会で文化を大事にしないという声が上がった成果ではなかるうか。市も十分認識して、こういういきさつになりました。

植田委員) せっかく芦屋市が取り組むわけですが、多くの人たちに富田碎花賞を受賞したこの作品がどの程度社会に周知されているのかという点です。富

田碎花賞授与という形になれば、受賞者は、例えば記念講演や、あるいは20周年ともなれば、今後の取り組み活動とかを、シンポジウムなどを開催し、多くの人たちに富田碎花賞の存在と、そこで評価した詩人を、

社会教育部長) 市民文化賞もそうですが、一般市民へ広くというのは、正直言って芦屋市の場合、器もあることもありますが、大体、関係者だけというのが多いです。広く知っていただくのは広報、ホームページを活用するという形をとっていました。今回は特に20周年ということで、教育長もぜひ美術博物館でも何かできないかというようなこともありまして、今現在、美術博物館の常設の場所で、富田碎花の作品の原文や経歴も展示しております。今回は、記念講演については、選考委員の伊勢田先生にお願いしております。受賞者の方も、受賞されたときにコメントはいただきますが、受賞者の講演というのは今まではやっておりませんので、そういったものも今後の課題であると思っております。

白川委員) 授賞式が11月15日、場所も美術博物館ですから、大々的に行った方がよかったかもしれませんね。

教育長) 今年もそのことについて随分、検討しましたが、時間的なことや、この金田先生は88歳とかなり御高齢で、授賞式には参加出来ないということもありまして、今回は見送りました。来年についてはまた検討いたします。

委員長) 来年こういうことをやりますということを期待しています。

生涯学習課長) 今回実は2つのことがありました。1つは、植田先生おっしゃっていただきましたように、人が来ていただけるような講演者に来ていただくかという案が1点ございました。ただ、名立たる方に来ていただくということになりますと、費用面での問題がありました。

もう1点は、今、部長も申し上げましたように、受賞者の講演というのを考えました。今、教育長からお話がありましたように、御高齢で体調を崩されまして、この時期ちょうど入院されるということがありまして、実現はしなかったということでございます。

顕彰会としても20回という節目ですので、全国的に有名な杉山先生というお名前が出てきたのですが、杉山先生自身、もう90歳を超えられましたので、体調が心配なのでということで辞退をされました。それ以外といたしますと、今、熊野古道の関係で、関西では、伊勢田先生は非常にネームバリューがあるということで、伊勢田先生自身がお話をされるという経過になったものでございます。あわせて9日にこの旨、記者発表もする予定にしております。以上です。

委員長) 若い人たちに芦屋のこういう文化のことを伝えていかないと、僕らが見ていても少々難しいというイメージがあります。実際にこれを出しても、行ってみようかという人がどのぐらいいるかという、少ないと思いますね。ですから、芦屋の文化を広めるという意味からすれば、若い人たちにどうしたら伝わるのだろうか、みんながどうしたら盛り上がるのだろうかということを真剣に考えないといけません。当初は富田碎花賞をつくって、芦屋の元気につなげようという意味があったのだと思いますが、20年経った今、一度これについて今後のあり方を考える

必要があると感じました。

- 白川委員) 顕彰会自体も高齢化していますからね。
- 教育長) 高齢化しています。
- 委員長) 若返らないといけませんね。
- 教育長) 若返りは必要です。
- 生涯学習課長) この1年、ずっと顕彰会ではそのお話をさせていただいているところで
す。御指摘のことは重々我々も承知しております。
- 教育長) 今年の詩集は、我々素人が読んでも割とわかりやすいです。
- 教育長) 私は毎回、選ばれたものを。読みますが、私の目から見ても、難しい
ものもあります。
- 委員長) やはり難しい世界だと思いますし、一般向きしないというのはどうなの
でしょうね。
- 白川委員) 詩集の題名が難しいですね。
- 植田委員) 若い人たちにもとなると、教育委員会がある程度率先して、講演会に参
加してもらう機会を増やす必要がありますね。
しかし、空席があるようだったならば、子どもたちに参加してもらう。
国語のカリキュラムの中の一環としたらどうでしょうか。一流の詩人が生で
目の前で見られるなんて、こんなぜいたくなことってないと思いますね。せ
っかくの機会が目の前にあるのに、それを狭い範囲内で、賞金だけをお渡し
してひっそりとすると、余りにももったいない感じがします。詩人という人
はどんな考えを持っているかを知る機会を、子どもに増やしてあげたいと思
いました。
- 委員長) 人が集まるような企画をしないとといけませんね。
- 生涯学習課長) 陳舜臣さんのお名前も挙がりましたが、御高齢もあり御辞退されたとい
うことがありました。
- 植田委員) 私は入場料をいただいても良いと思います。これだけ有名な方が出てい
ただけなのであれば。
- 教育長) そういうことも必要です。
- 委員長) そういうことも課題ということですね。
- 生涯学習課長) ありがとうございます。
- 委員長) 今から変えるというわけにはいきませんので、ぜひ来年に生かしてい
ただけるように、さらに検討していただくということでいかがでしょうか。
他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ご
ざいせんか。
- <異議なしの声>
- ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
報告第6号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)
- 委員長) 次に、報告第7号「芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会設置要綱の
制定について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管理課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 白川委員) わからないことが多いのですが、これは教育委員会の管理部からの提案

ですね。

管理部長) これまで行政改革の項目として、二つ挙げておりました。保育所の問題と幼稚園問題です。これらは、相互に関連しますので、昨年から一緒に協議はしてきておりましたが、保育所の待機児童解消策をどうしていくのかという部分が一番大きな課題になっておりました。幼稚園としても、どう、かかわれるのかということもございまして今回のご報告となりました。

白川委員) いろいろな市でこういう取り組みをしていますが、一つは、行政改革の面からされる場合と、もう一つは教育委員会主導型で幼稚園側から提案して行く方法もあります。

私は、芦屋市の幼稚園教育はすごくしっかりしていますから、今度の教育振興基本計画との関連や、教育委員会がどの程度この検討委員会に幼稚園教育サイドから関与して行けるのかという点がよくわかりません。

管理部長) もともとは保育所主導という側面はございますが、教育委員会といたしましては、行政改革の中で、廃園や公立を民間に移管するとかという議論ではなくて、幼稚園の教育要領も変わっておりますし、幼稚園といえども地域の子育て支援、こういう部分で果たす役割というのは十分ありますし、求められている中で、今後の芦屋の幼稚園教育を発展させる形で、保育所等とどうかかわっていく必要があるのか、そういう部分でのご議論をお願いし、期待しているというところです。

委員長) あり方というのは、いい言葉ですが、曖昧なのですね。何のあり方なのかというと、幼稚園のあり方、保育所のあり方という包括的な言葉ですよ。教育内容の中に踏み込んで行くあり方なのか、そうではなく、管理的な面でのあり方なのか。連携も、管理上の連携なのか、子どもたちの実態に応じてどういう教育をやるのか。つまり、どちらにも転ぶような、書き方をしていますから、疑問が出るのはよくわかります。

白川委員) あり方懇という言葉はいろいろなところで使っていますね。

教育長) 非常にストレートな言い方をしますと、この委員会で、幼稚園教育のあり方はこうすべきだと決めてもらったら困ります。ですから、要綱第2条の、1番目が待機児童解消に向けた方策であります。その後は、幼稚園教育を縛るというよりも、幼稚園がいかに保育所不足に貢献できるのか、参画できるのかという部分になると思います。

今、言われたように、現在の芦屋の幼稚園教育がさらに発展することはあっても、弱体化させるような動きは絶対に困ります。しかし、今の幼稚園教育だけで、いいのかいたらそうでもありません。現在、幼稚園の入園希望者が若干ですが、徐々に減ってきています。逆に保育所の入所希望者は増えています。このままの状態では、芦屋の幼稚園教育がそのまま守れるのかということも事実ではあります。しかし、芦屋の幼稚園教育は保護者に信頼されておりますので、良いところは確保しなければなりません。この委員会の中での問題は、待機児童解消に向けた方策が中心だと考えています。

委員長) 教育委員会としては、芦屋の幼稚園教育は非常に良いので、これを守り、さらに発展させたいという、そのお気持ちは本当によく理解できます。しかし、芦屋市全体では待機児童が大勢いるのも事実です。お互いの施

設を利用し合いながら，待機児童を減らしていくというイメージで受けとめました。

教 育 長) 私や市長のところにも，働きに行きたくても行けないのです，何とかしてくださいというお手紙もいただく中で，教育委員会はこども課ではないから，関係ないとは言い切れない部分はあります。

では，教育委員会はどのような取り組みができるかというところ，今考えていることの一つは，例えば，幼稚園教育は4歳・5歳児を対象としています。放課後の預かり保育をやれないか。

また，園児が減り，学年でクラス以下になり，園が維持できないということになった時にどうするのか。ということも考えなければならぬ。

そういう中で，片方では幼稚園を守りたいという現実があり，我々も非常に悩みがあります。

白 川 委 員) 幼稚園と保育所を対立的に考えるのではなく，また，認定子ども園にとられることなく，もっと柔軟な方法で双方対等に協議できる方法がないわけではないと思います。

しかし待機児童解消というところ，すごく言葉に迫力がありますので，これはどうしてもやらなければならないと，優先されてしまいます。けれど，本当は芦屋市の教育振興基本計画の中で幼児教育をどうするのかということを確認しなければならぬと思います。

教 育 長) 目先のことでなくてですね。

委 員 長) とりあえず今こういう課題があるから，それに対してどう対応するか，また，その方策は何なのかということ，理念も含めて芦屋市の幼稚園教育について，この委員会で踏み込んだ議論を行うのですか。

管 理 部 長) そこまではできないと思います。その分は教育委員会が幼稚園教育のあり方をじっくりと考えていく必要が当然あると思います。

白 川 委 員) ですから幼稚園教育のあり方というよりは，芦屋市の就学前乳幼児をどうしたらいいのか，どこが責任を持って行うのかということですね。

教 育 長) 今回の，この委員会というものは，今話があったように，そこまでは踏み込めないと思います。待機児童解消の問題が，重点的になると思っています。

社会教育部長) もともと行政改革の実施項目に入っているメニューです。ですから，あり方ではないですね。

委 員 長) ですから，あり方という言い方をしてしまうと，そういう幼稚園教育の中身の議論になってしまうと考えてしまいます。

教 育 長) 幼稚園のあり方は，我々が考えなければならないことだという思いもあって，このタイトルについては若干の悩みもありました。ですから，幼稚園教育，保育所のあり方ではなく，保育所と幼稚園のあり方というふうに，順序もこういうふうになっています。

委 員 長) だから教育という言葉はそこにはないですね。

管 理 部 長) 保育所問題が主です。

白 川 委 員) 二つの施設をどうするのかということですね。

委 員 長) 施設の問題として，この子どもたちに，適切な配置を考えないとはいけないわけですね。この委員会で実態をはっきり理解した上で，次の議論へということになるのです。

- 管 理 部 長) 最終的には検討委員会ですから、一定の方向性を意見書なりにまとめていただくという形になるかと思えます。その後、行政がどういうことが出来るかということになります。
- 委 員 長) 現状の認識がきちりできる人でないと、議論が難しいのではないかと思います。
- 管 理 部 長) そういうことも含めまして、保育所長や幼稚園長がこの中へ入っていただくことになります。
- 白 川 委 員) 事実、学識経験者の中にも保育所寄りと幼稚園教育寄りの方がいます。
- 管 理 部 長) そうですね。
- 教 育 長) それはよくある話ですね。
- 管 理 部 長) 千葉先生は保育所がご専門、吉岡先生は幼稚園教育がご専門と聞いております。
- 白 川 委 員) 吉岡先生はそうですね。
- 管 理 部 長) 吉岡先生は、奈良県の指導主事もしておられて、奈良や大阪府下ではよく知られた方で、幼稚園教育に造詣が深いというのはお聞きしております。
- 教 育 長) 教育振興基本計画の中では、この幼稚園教育のあり方というものは、当然挙がってきます。
- 植 田 委 員) 教育委員会と保育所の権限を持っている違った組織が、その組織を動かそうとしたときに、権限を持っているもの同士が話し合いをしなければ、物事は動かないのではないかと思います。今回の委員会は、外部の方の意見を聴くということですが、現場の声を聴取する程度しかできないのではないのでしょうか。
- 委 員 長) 今のご意見は、今回の委員会は不要であるということを含んでいます。
- 植 田 委 員) 悪いとは言ってはおりません。
- 委 員 長) 全然意味はないかというたらそんなことはありませんから、検討委員会をつくって、そこから出てくる意見を参考にしながら、それぞれ設置者は違うわけですから、意見を尊重しながら、次へ展開していこうという、そういう考えなのですね。
- 管 理 部 長) そうです。
- 委 員 長) これは、首長部局のほうが起案するのですか。
- 管 理 部 長) もちろん保育所のほうが主導ですが、先ほど申し上げましたが、前年から、保育所関係の部署と教育委員会が入って、内部の調整課長会議でもいろいろ議論をしてきておりました。一定の方向性もありますが、やはり市民の方や専門家の意見も聞きながら、一定の方向性を導きたいと思っております。ただ、スピード感がどうなのかという部分の問題はあるかとは思っています。
- 植 田 委 員) 繰り返しになりますが、幼稚園の目的とするものと、保育所が目的とするもので、教育と養護の問題、両方が多分入ってくることにはなりますが、その整合性や、いわゆる融合的統一体というか、保護者の生活に合わせようどうつくり上げていくかということは、二つの機関が検討すべき問題で、どうしてこのような委員会で議論をする必要があるのかということですね。
- 教 育 長) 言われていることはよくわかります。幼稚園と保育所とのもとの目

的が違うわけですからね。しかし、保育所は足りない、幼稚園は空いているところがあるという、現実もあります。これらを一緒に議論していきますと意見は、おのずから二つ出てくると思います。一つは、幼稚園教育と保育所を一緒になって出来ないかという意見と、もう一つは幼稚園を廃園にして、保育所にして欲しいという意見とが出てくると思います。しかし、幼稚園を廃園にするということは教育委員会の問題です。

そういうことを考えると、今回のこの問題については、何度も言いますように、幼稚園教育を云々というよりも、とにかく待機児童をどうするのか、それに幼稚園教育がどういうふうに援助・サポートができるのかというところだと思います。しかし、安易に援助やサポートを行い、幼稚園教育そのものをつぶしてしまったら元も子もありませんからね。

植田委員) 幼稚園教育と小学校教育とは連動していると思います、保育所へ行っている子どもたちにも、小学校にあがる前には教育がなされておりますが、年齢が上になればなるほど、幼稚園教育が主要になってくると思います。3・4歳児以降になってきますと、やはり、教育委員会が責任を果たすべきであると思います。また、保護者の生活にマッチさせるために、養護の部分については、また別に手当をするといった融合的な検討が目標だと思われそうですね。

委員長) 少し整理しましょう。

白川委員) 植田先生とは意見が違いますが。

植田委員) 違いますか。

白川委員) 私は保育所側でも幼稚園側でもないのですが、保育所も変わってきていて、保育所でも就学前教育を行っています。ですから、理想論かもしれませんが、芦屋の乳幼児をどういうふうに教育保育をするか、3歳未満児は養護がかなり重きを占めます。

また、待機児童、待機児童って全国的に騒ぎますが、保育所をつくったら、また待機児童が増えることは事実です。

これは私の持論ですから押しつけるわけにはいきませんが、やはり3歳未満児は家庭の教育が大切だと思っております。

教育長) そうですね。

白川委員) これで整理になりませんかでしょうか。

委員長) 宇佐見委員にもご意見をお聞きしましょう。

宇佐見委員) 私がこの委員会に入ったら、どういう意見を出すかなというふうに考えてみたのですが、保育所と幼稚園というのは管轄も別ですし、内容も別ですし、それを一緒にして話し合っ、一体何が出てくるのだろうかということは、ほかの委員もおっしゃっておられましたが、そのように思いました。私の周りにもたくさん働いておられるお母さんがいらっしゃいますが、うちの息子と娘は幼稚園に行っていましたけれども、実際に保育園に入れないからといって、認定子ども園に幼稚園の後、預ける形で幼稚園に通わせてる親御さんもいらっしゃいました。そういう現状もあり、やはりできるだけ待機児童は減らしたほうがいいのかなとも思います。

今、いろいろなニュースを見ていると、都市部は保育所の基準を緩和すると出ていますが、芦屋市は都市部に入るのでしょ

生涯学習課長) 入らないです。

宇佐見委員) 入らないのですね。では基準はそのままで、待機児童をどうするかという
ことで考えないといけないということですね。

教育長) 待機児童の話題が出ますが、もっと基本的に子育てのあり方というものを
本来はいろいろと考えないといけないと思います。

委員長) 進行上でお聞きしますが、これは要綱を設置しますということで報告と
いうことですから、こども課と教育委員会の中でよく話をし、こういう
方向でやりましょうということで一致したわけですね。

管理課長) はい、そういうことです。

委員長) 教育委員会で、余り意味がないじゃないかという意見が仮に出てきたら、
それはどういうふうに処理されるのですか、例えば、それはもう意見と
しては聞くけども、この方向でやるしかありませんというふうに、担当
の課長としては考えるわけですか。

管理課長) 市として就学前の子育て支援を考える必要がありますので、これについ
ては、やっていきたいという考え方でおります。

委員長) そういうこともこの検討の内容の中に入るわけですか。

管理課長) はい。私ども事務局としては、基本的には子育て支援の関係の立場で入
っているというふうに考えております。

委員長) この要綱には、これを設置する目的みたいなものは書かないのですか。
こういう目的でとか、ねらい的なものがあるものではないのですか。

管理部長) 会だけの設置要綱ですので、余り目的までは書かないです。

委員長) しかし目的がないと、議論がやりにくいですね。待機児童の解消とい
うのが一番の大きな課題であって、それに対して、保育所や幼稚園がどう
いうふうにそれに対応し、協力できるか、そのことについて検討委員会
を持ちましょうとあればね。

要綱には、保育所及び幼稚園の今後のあり方とか連携とか書いてあるけ
れども、はっきり言って待機児童の解消が一番じゃないのですか。

管理課長) はい。委員長おっしゃるとおり、やはり今一番、問題である待機児童の
解消についてどういう方策があるかというのを去年も7回くらい会議を
行いまして、行政の中ではやりました。

委員長) そこで、外部の方の意見を聞きましょうということですね。

管理課長) はい、そういうことです。

委員長) そういうことで考えれば、これはいいですかね。それとも、それでもだ
めですか。

植田委員) 私は、価値があるものであれば決して反対しようというものではありません。
本来、行政部局の中が核になって、ほかはアドバイザー的になる
ような形がするものですから。

一つだけお聞きしますが、この要綱案はどこでつくったのですか。

管理課長) こども課のほうです。

管理部長) 当然、こども課とは協議しながらやっています。

委員長) 今までそういう会議を何回も持ってきたと言われましたが、その中で、
なかなか結論が得にくいから、もう少し広げて、学識者の経験も入れ、
担当している人たちの意見ももっと入れながら、このことについて考え
ていこうというふうに僕は受けとめたのですが、それでいいのですか。

管理課長) はい。例えば、民間業者の誘致とか市の公的施設の活用とかいう、項目

的にはある程度の意見は出ていますが、その中で、こども課のほうは、ある程度教育委員会にも協力を得たいというような項目もあります。ただ、それは内部だけですが。それについて、一般の方の意見もお聞きしたいということでもあります。

白川委員) それに対して教育委員会がどうかかわるかというのは、今後の問題なのですね。

教育長) そうです。

植田委員) 委員会は、どのぐらいの期間、検討されるのですか。

管理課長) 目安としましては、来年の6月ぐらいまでです。

委員長) 短時間でやるわけですね。いかがでしょうか。

植田委員) そうですね。その趣旨に応じてということ。

委員長) 全部を包括しながら方向性出すということは非常に大きな内容になります。また、非常に皆さん関心が高いようですので、実際に立ち上げられて、議論が進んでいく中間のまとめのあたりのところで、また御報告いただくというのはいかがですか。

管理課長) はい、そのようにさせていただきます。

委員長) そういうことで。

教育長) ありがとうございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）

委員長) 日程第6 閉会宣言